

マイナンバーの利用が始まっています

問カードについて 市民課住民記録係 ☎ 6755
 制度について 総務課行政総務係 ☎ 6719


平成28年1月から社会保障や税の手続きでマイナンバーの利用が開始され、申請書などへのマイナンバーの記入や提示が必要となっています。

市役所でマイナンバーが必要となる主な手続き

暮らし

- 転入、転出、転居などの届出
- 戸籍届出の氏名などの変更


※これらの手続きは、カードの記載事項の変更が必要となるため、**異動者全員の通知カード**または**マイナンバーカード**をお持ちください。



税金


- 市・県民税申告書の提出 (※)
- 給与支払報告書の提出 (※)
- 各税目の減免申請の手続き など

※平成28年分以降の所得に係る申告から適用されます。




介護・福祉

- 介護保険に関する手続き
- 障害者手帳、障害福祉サービスなどの手続き
- 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求
- 保育所の入所手続き
- 児童手当、児童扶養手当の手続き
- 生活保護の申請 など




保険・医療

- 国民健康保険の資格・給付に関する手続き
- 後期高齢者医療の資格・給付に関する手続き など



住まい

- 市営住宅に関する手続き など



※詳細については各担当課へお問合せください。

※市役所での手続き以外に、税務署やハローワーク、勤務先、契約先、金融機関、証券会社、生命保険会社などからマイナンバーの提示を求められることがあります。

手続きに必要な持ち物

手続きの際には、マイナンバーの提示のほか、なりすましを防ぐために本人確認を行いますので、次のものがが必要です。

マイナンバーの提示



通知カードまたは個人番号付きの住民票



本人確認




運転免許証またはパスポートなど

※公的機関が発行した顔写真付きのもの1つ、または顔写真のないものであれば健康保険証や介護保険証、年金手帳、預金通帳など2種類以上

または

マイナンバーカード



マイナンバーカードは、それだけで**マイナンバーの提示**と**本人確認**を行うことができます

※代理人が手続きする場合には必要なものは、各課へお問い合わせください。



マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178

午前9時30分～午後10時 (土日・祝日は午後5時30分まで)

◆マイナンバー制度の詳細はホームページでもご覧になれます。

政府広報

検索